

沖縄県個人情報保護審査会答申第 117 号 概要

①件名	特定期間中に夫からの暴力の件で 110 番通報した件、及び相談した記録に係る保有個人情報部分開示決定に対する審査請求
②開示請求年月日	令和 6 年 2 月 5 日（受理：令和 6 年 2 月 5 日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課・生活安全部人身安全対策課・地域部通信指令課）
④決定年月日	令和 6 年 2 月 19 日（沖広相第 858 号・沖人安第 378 号・沖通指第 265 号）
⑤決定内容	保有個人情報部分開示決定
⑥決定理由	<p>(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号（個人に関する情報）に該当 開示することにより、当該個人上の利益、権利を不当に害するおそれがあるもの又はそのおそれがあるとして、沖縄県情報公開条例施行規則第 2 条で定める職（警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職）に該当することから不開示とする。</p> <p>(2) 法第 78 条第 1 項第 2 号に該当 開示請求者以外の個人情報であって、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがあることから不開示とする。</p> <p>(3) 法第 78 条第 1 項第 5 号に該当 公共の安全等に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とする。</p> <p>(4) 法第 78 条第 1 項第 7 号（事務事業）に該当 事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とする。</p>
⑦審査請求年月日	令和 6 年 2 月 27 日（受理：令和 6 年 3 月 4 日）
⑧審査請求の趣旨	黒塗りをなくして開示願う。
⑨諮問年月日	令和 6 年 9 月 6 日（沖公委（監）第 190 号）
⑩答申年月日	令和 7 年 6 月 10 日
⑪答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、令和 6 年 2 月 19 日付け沖広相第 858 号の保有個人情報部分開示決定、令和 6 年 2 月 19 日付け沖人安第 378 号の保有個人情報部分開示決定及び令和 6 年 2 月 19 日付け沖通指第 265 号の保有個人情報部分開示決定についてはおおむね妥当である</p>

が、別表記載のとおり「審査会判断」欄で「開示すべきである。」とされた箇所については開示すべきである。

○審査会の判断理由（概要）

1 法第 78 条第 1 項第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）の不開示情報該当性について

(1) 公文書 2 「配偶者からの暴力事案認知票」（1 枚目）中下段部分については、開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがあり、また同号ただし書にも該当しないことから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 公文書 2 「配偶者からの暴力事案認知票」（2 枚目）中「対応状況」欄の一部（段落「3」の 1 行目及び 2 行目の 2 文字目まで）については、開示請求者以外の個人に関する情報ではあるものの、開示することにより、当該第三者個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとまではいえない。

当該不開示部分について、審査会は実施機関へ開示した場合に支障がないか問い合わせたところ、実施機関から開示できる旨の回答があり、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当せず、開示すべきである。

(3) 公文書 2 「配偶者からの暴力事案認知票」（2 枚目）中「対応状況」欄の一部（上記 1-(2)の該当部分を除く。）については、上記 1-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

2 法第 78 条第 1 項第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの）の不開示情報該当性について

(1) 公文書 1 「相談処理表」（1 枚目）中「受理者」欄の「氏名」欄については、警部補以下の職員の氏名が記載されており、当該情報を開示した場合、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあり、沖縄県情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号ウに掲げる情報に該当することから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 公文書 1 「相談処理表」（2 枚目）中「処理方針」欄の担当者氏名については、上記 2-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 公文書 2 「配偶者からの暴力事案認知票」（1 枚目）中

決裁欄の「係」欄については、警部補以下の職員の氏名、印影が記載若しくは押印がなされており、当該情報を開示した場合、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあり、条例第7条第2号ウに掲げる情報に該当することから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

- (4) 公文書2「配偶者からの暴力事案認知票」(1枚目)中「受理者」欄については、上記2-(3)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (5) 公文書3「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月22日)」中決裁欄の「受理者」欄については、上記2-(3)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (6) 公文書3「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月22日)」中「指令状況」欄の右上段部分については、上記2-(3)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (7) 公文書3「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月22日)」中「処理状況」欄の「現場報告者」欄については、上記2-(3)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (8) 公文書4「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月23日)」中「係長」欄及び「受理者」欄については、上記2-(3)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (9) 公文書4「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月23日)」中「指令状況」欄の右上段部分については、上記2-(3)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (10) 公文書4「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月23日)」中「処理状況」欄の「現場報告者」欄の一部については、上記2-(3)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 法第78条第1項第5号の不開示情報該当性について

本号に基づき不開示とされた箇所は、公文書2「配偶者からの暴力事案認知票」(1枚目)中下段部分である。

当該部分の不開示内容を確認したところ、実施機関の主張のとおり、法第78条第1項第5号に該当する公共の安全等に関する情報が記載されており、開示することで実施機関の

業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 法第78条第1項第7号の不開示情報該当性について

- (1) 公文書1「相談処理表」(1枚目)中「措置区分」欄については、事案に対する迅速、的確な対応を行うための人身安全対策業務における事務又は事業に関する情報が記載されており、これらが開示された場合、警察活動に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (2) 公文書1「相談処理表」(1枚目)中「受理者の措置」欄の5行目、6行目及び7行目の6文字目までについては、実施機関の事務又は事業に関する情報ではあるものの、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。
当該不開示部分について、審査会は実施機関へ開示した場合に支障がないか問い合わせたところ、実施機関から開示できる旨の回答があり、法第78条第1項第7号に該当せず、開示すべきである。
- (3) 公文書1「相談処理表」(2枚目)中「処理方針」欄の右上段部分については、上記4-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (4) 公文書1「相談処理表」(2枚目)中「処理方針」欄の下段部分については、上記4-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (5) 公文書1「相談処理表」(2枚目)中「幹部指示」欄の「指示内容」欄については、上記4-(1)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (6) 公文書2「配偶者からの暴力事案認知票」(1枚目)中「被害者」欄の下段部分については、DV事案に対して迅速、的確に対応するための評価や判断を行った警察の人身安全対策業務における事務又は事業に関する情報が記載されており、これらが開示された場合、警察活動に関する事務の適正な遂行に支障があると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。
- (7) 公文書2「配偶者からの暴力事案認知票」(1枚目)中「加害者」欄の下段部分については、上記4-(6)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(8) 公文書2「配偶者からの暴力事案認知票」(2枚目)中「対応状況」欄の一部(段落「3」の1行目及び2行目の2文字目まで)については、実施機関の事務又は事業に関する情報ではあるものの、開示することにより、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえない。

当該不開示部分について、審査会は実施機関へ開示した場合に支障がないか問い合わせたところ、実施機関から開示できる旨の回答があり、法第78条第1項第7号に該当せず、開示すべきである。

(9) 公文書2「配偶者からの暴力事案認知票」(2枚目)中「対応状況」欄の一部(上記4-(8)の該当部分を除く。)については、上記4-(6)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(10) 公文書3「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月22日)」中「通報内容」欄の一部については、初動警察に係る事務又は事業に関する情報であって、当該情報を開示した場合、実施機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(11) 公文書3「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月22日)」中「通報者」欄の右下段部分については、上記4-(10)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(12) 公文書3「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月22日)」中「指令状況」欄(上記2-(6)の該当部分を除く。)については、上記4-(10)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(13) 公文書3「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月22日)」中「処理状況」欄(上記2-(7)の該当部分を除く。)については、上記4-(10)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(14) 公文書4「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月23日)」中「通報者」欄の右下段部分については、上記4-(10)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(15) 公文書4「警察通報用電話(110番)受理用紙(令和6年1月23日)」中「指令状況」欄(上記2-(9)の該当部分を除く。)については、上記4-(10)と同一の理由により、

不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(16) 公文書4「警察通報用電話（110番）受理用紙（令和6年1月23日）」中「処理状況」欄（上記2-(10)の該当部分を除く。）については、上記4-(10)と同一の理由により、不開示とした実施機関の判断は妥当である。